

## Ⅱ章 指導者の責任と役割

## 1 指導者の義務と責任

### (1) 安全配慮義務

私たちが健康的な生活をするうえで、運動やスポーツをすることは、身体を鍛えることができる、身体を動かし楽しむことができるなど大きな意義がある。そして、私たちが親しんでいる柔道をはじめ運動やスポーツには、それぞれ特有の面白さ、楽しさ、技や道具、練習方法がある。一方で、運動やスポーツには、それぞれ固有の危険性があり、柔道も例外ではない。

柔道を指導する指導者は、柔道に伴う危険性を知り、練習や試合によって起こる危険から競技者を守り、安全面に十分な配慮をして、あらかじめ事故の発生を防がなければならない義務がある。

学校の部活動、道場、および地域の体育施設等での指導など、様々な形態で柔道の活動が行われるなか、ひとたび事故が起きれば、指導者は安全配慮義務を問われることとなる。

### (2) 指導者が負うべき義務

学校での部活動に限らず、柔道を指導する指導者は、活動中には競技者の生命を守る義務がある。一般的に指導者が負うべき義務は、次の事柄が挙げられる。

- ・ 競技者の健康状態をよく見て、指導中の体調の変化に気を配る。
- ・ 体調に異変があったらすぐに中止する。
- ・ 年齢や技能、体力に応じた計画を立てて、練習する。
- ・ 受身が安全にできるように注意する。
- ・ 畳などの施設や用具の安全点検を行う。
- ・ 気温や危険個所の確認など、練習環境に配慮する。
- ・ 原則として活動中はその場に立ち会うなど指導監督する。
- ・ 事故が起きた場合の手当や対応、保護者などへの連絡体制を整える。

### (3) 指導者の責任

実際に事故が起きた場合は、指導者が負うべき義務を行っていたかどうか、事故防止のための安全指導や安全対策を十分に行っていたかどうか

ど、安全配慮義務違反の責任が問われる。技の難易度や危険性、競技者の年齢や体力、実力、経験年数などから安全配慮義務違反は判断されるが、競技者の年齢が低く、経験が少なく技能が低いほど指導者に求められる注意義務は重くなる。

安全配慮義務違反になると、損害賠償などの民事責任が生じ、指導内容に暴力的な行為（年齢にふさわしくない絞め技の指導など）があれば刑事責任を問われることとなる。指導者は、常に事故が起きないように、安全を確保したいものである。

柔道に限らず、他の運動やスポーツでも重大な事故では、裁判による判決や和解、示談などで解決されることもあるが、本人にとっても家族にとっても事故にあってしまった不幸を取り消すことはできない。何よりも競技者の健康や生命を守り、事故を起こさない、起こさせないことを徹底することが重要であり、今後の柔道界の発展のためにも必要なことである。

## 2 指導者の倫理

### (1) 指導者の心構え

指導者の役割は、「子どもたちの目的に応じて、その目的達成をサポートすること」である。競技力向上を目指す者であったり、体力づくりを目指す者であったり多様であるが、指導者の使命はそれらの目的に応じて、子どもたち自身が創意工夫して自発的に行動するように導くことと言える。つまり子どもたちが主役であり、指導者は脇役(黒子)に徹すべき存在と言える。ところが現状では、経験則に基づいた強制的な指示命令による指導によって、子どもたちの主体性を奪っている指導者も多く存在する。指導者は、選手の前面に出ていくことは厳に慎まねばならず、「Players First」という考え方を自覚的に理解することが求められる。

また指導に情熱を注ぐあまり、子どもたちへの過剰な管理が行われ、体罰など暴力を伴った指導が展開されているケースも散見されている。その結果、子どもたちの自発的で自立的な行動が阻害され、潜在能力が発揮される機会を失い、将来の可能性を摘んでしまっているとすれば正に本末転倒となる。子どもたちの将来を見据えて指導を行

うのが、真の「柔道指導者」と言える。

指導者には「柔道の楽しさ」を他者へ伝える役割もあり、自分自身の「ふるまい（言動）」で表現していかなければならない。そこで、指導者に欠かせない資質として、「柔道を愛する心」と、「柔道の多元的な価値を俯瞰できる視野」を有することが挙げられる。その上で、指導者は、新たな挑戦を通して自分を磨き続け、指導に必要な知識や経験値を上げていく姿勢を持つことが求められる。スポーツ医・科学的知見を最大活用することも、スポーツ指導者の重要な能力の一つである。したがって、技術指導が優れているだけでは、人格的に信頼され、尊敬される柔道指導者とはならない。

## (2) 指導者のコンプライアンス

公益財団法人全日本柔道連盟では、「倫理規程」を定め、次のように規定している。



「公益財団法人全日本柔道連盟 倫理・懲戒規程」(抜粋)

### (違反行為)

第3条 第2条に規定された者による以下の行為を違反行為とする

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラメントを行うこと(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクシュアルハラメント)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して競技力の向上とは明らかに無関係なごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)
- (4) 本連盟のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)
- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本

連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること(不適切経理)

- (7) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
- (8) 法令や本連盟の競技者規程その他の規程、処分等に違反すること(法令・規程違反)
- (9) 競技者、指導を受ける者その他に対して、妊娠・出産・育児等に関連したハラメントを行うこと(マタニティハラメント)
- (10) 競技者、指導を受ける者その他に対して、性的指向・性自認等に関連したハラメントを行うこと(SOGIハラメント)
- (11) その他柔道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する行為(品位を汚す行為)



近年、全日本柔道連盟では、柔道界からパワハラをなくすための活動に力を入れている。今後、柔道を普及・発展させていくためには、指導者自らの行動を再認識し、指導にあたることが大切である。

以下に柔道界におけるパワハラ(最近の主な実例)を示す。

(全日本柔道連盟パンフレット抜粋)



分類	内容
① 身体への攻撃	<p><b>暴行・傷害を発生させる行為 必要以上に強く投げたり、マイッタをしても絞め技などをやめない行為も含まれる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・練習を休みがちの生徒に対し、顧問自らが乱取りの相手となり強く投げたり、覆いかぶさり絞め技を施して圧迫した。生徒が「参った」をしても簡単には離さず、長時間乱取りを続けた。(結果、急性硬膜下血腫等の重大事故に繋がることもある)</li> <li>・生徒が絞め技・関節技に弱いことを懸念した指導者が「自分たちもこの厳しさを乗り越えて強くなった」という信念で、乱取り稽古中に何度も生徒を絞め技で失神させた。</li> <li>・保護者から「厳しく指導してほしい」と頼まれている事を盾に指導者が、試合で負けた生徒の頭を叩き、ビンタをした。</li> <li>・日頃から指導に従わない長髪の生徒が練習に遅刻したので、“遅刻の罰”と称して、みんなの前で頭を坊主刈りにした。</li> </ul>

分類	内容
② 精神的な攻撃	<p><b>脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言・ひどい叱責 人格を否定するような精神的ダメージを与える言葉や、怒鳴る行為も含まれる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・試合に負けて応援席に戻ってきた選手に対し、指導者が公衆の面前で、丸めたプログラムで選手の頭を叩きながら、「何やってんだ、コラァ!」、「お前のせいで負けたんだ」、「みんなに謝れ」等、執拗に暴言を繰り返した。</li> <li>・ある指導者は日頃から周囲に対し、「世の中の風潮がどうだろうと、うちの道場は必要な体罰は行う」と公言している。</li> <li>・1年生の選手が無断で練習を休んだ。指導者が“連帯責任”という名目で、1年生全員に交代で寮の昼間の電話当番を強制したため、1年生の選手たちは、学生の本分である授業に出ることができなくなった。</li> <li>・選手が乱取りをしていると、指導者が組んでいる相手を変更させる。誰とも練習できない。アドバイスを求めても「お前にはしない」と言われる。挨拶しても無視する。</li> </ul>

分類	内容
③ 人間関係の切り離し	<p><b>隔離・仲間外し・口をきかない等の行為 道場内での無視や、練習相手をしないなどの行為も含まれる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある道場で指導者が言うことをきかない一人の道場生だけに、元立ち（基立ち）をさせないような“指導”をしたため、その子は周りからも浮いた存在となり、徐々に道場での居場所がなくなり、とうとう柔道をやめてしまった。</li> <li>・ある学校の柔道部で、先生から急な連絡を受けた上級生がその日の練習場所と練習時間の変更を、日頃仲の悪い一部の下級生にだけわざと連絡をしなかった。 (他競技の例)</li> <li>・ある指導者が選手に対し、「俺の前でよく練習ができるな」、「あんな身勝手な奴とは練習をするな」等の理不尽な発言を繰り返し、選手を孤立させた。</li> </ul>

分類	内容
④ 過大な要求	<p><b>活動上明らかに不要なことや実行不可能なことを要求すること 非合理的で不健全なトレーニングや稽古を強制させることも含まれる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある指導者は、試合で負けると人が変わったように不機嫌になり、次の練習時に、腕立て伏せ千回、スクワット千回、打ち込み千回、乱取り2時間等の、過激な練習をさせるので、生徒や保護者は怪我をしないかとても不安だが、怖くて言いだせない。</li> <li>・ある指導者は、なかなか技の要領を覚えられない生徒に対していらだちを隠せず、「何故こんな簡単なことができないんだ」「ろくに柔道の稽古ができないやつは、グラウンドでも走れ」とつきはなし、夏の暑い日に2時間もほったらかしでランニングを続けさせた為、熱中症になるところだった。</li> </ul>

分類	内容
⑤ 過小な要求	<p><b>活動上の合理性なく、程度の低いことをさせる、活動をさせない等の行為 たとえば、合理的な理由なく1人だけ異なる稽古を強制したり、稽古をさせないなどの行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある指導者は、覚えの悪い生徒を見限り、「お前は乱取りをしなくていい。じゃまだ」と、まともに相手をしない。</li> <li>・反抗的な道場生に対し、みんなが見ている前で「俺の言うことが聞けないなら、道場から出ていけ」と追い出したきり、その後何のフォローもしなかった（その子は別の道場に移ろうとしたが、移籍を妨害された）。</li> <li>・新しく来た指導者は、生徒が少しでも疲れた様子を見せると、口癖のように「やる気がないなら隅で立っとなれ」とか、「正座でもしてる」と冷たく言い放つので、せっかく柔道を習いたくて道場に来ている子供たちはだんだんとやる気をなくしている。</li> </ul>

分類	内容
⑥ プライバシーの侵害	<p><b>私的事項に過度に立ち入ること 家族関係や恋人の有無、休日の予定を尋ねるなど、私的領域に踏み込むような行為も含まれる</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある指導者は、柔道の指導とはまったく関係ないはずなのに、必ず親の職業を聞きだし、職によっては自分に便宜を図るように仕向けさせるので評判が悪い。先日も、生徒の親が焼肉屋をやっていると知り、コーチ仲間大勢で押しかけ、大量飲酒飲食した上、「日頃子供がお世話になっている」親の弱みにつけこんで、暗に無償提供をほのめかした。</li> <li>・ある先輩が高校柔道部の強い上下関係を利用して、新入生のプライバシー（恋人、家族関係など）に立ち入ってくるので、後輩たちは皆まいてる。しかし、先輩の柔道の実力はすごいし、柔道はやめたくないの、監督に相談することもできない。</li> </ul>

### 3 練習における留意点

#### (1) 練習計画の立て方

全ての指導は、競技者の実態に応じた適切な練習計画によって初めて効果が期待される。競技者の年齢や目標に加えて、指導に携わる期間などを考慮して指導を行うことは、安全指導の基本となる。指導者はチームや個人の目標に沿った練習計画を企画し、実施することが大切である。練習計画には、長期計画、中期計画、短期計画などが挙げられる。

##### ・長期計画

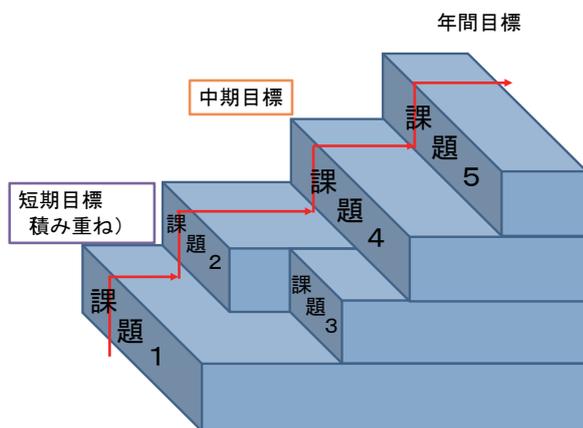
現在を起点に小学校、中学校、高校などの一定期間の計画が長期計画に該当する。期間は、競技者の目標によっても異なるが、概ね1年～5年の期間で区切る。長期目標を設定したうえで、これを達成するための中期計画、短期計画を立てる。

##### ・中期計画

長期計画を基に、年間で行われる主要な大会における目標を2～3設定して、達成に向けて練習計画を立てる。該当する大会がない場合は、3～6か月程度の期間を設定して、体力面や技術面などの具体的目標を立てる。

##### ・短期計画

中期計画での目標を基に、目標達成のための短期計画を立てる。期間は1～2か月程度を設定することが多いが、さらに短い週間計画を立てると効率的である。短期計画に沿って各回の練習計画を考案する。



練習計画の立て方

#### (2) 施設、用具の点検

##### ①柔道場の安全点検

- 柔道場の床にスプリングなどの衝撃吸収装置があり、へたりのない弾力性に富む畳は、安全性を確実に高める。しかし、柔道専用でない体育館などでも、衝撃吸収マットを畳の下に敷くことで、ある程度代替できる。また、投げ込み練習の際には、投げ込み用マットを用意するなど、衝撃を可能な限り和らげる工夫を行うことで、危険回避に役立てることができる。
- むき出しの柱、鉄骨、壁の角には、防護マットを巻くなどの防止策を徹底する。柔道場が狭い場合、畳の色を変えて外周付近に敷くことにより、危険地帯を示すのも方法の一つである。
- 畳がずれてできる隙間には、緩衝材を詰めたり、滑り止め器具を活用したりするなどの対策が必要である。
- 畳は、汗や血液などを放置することで雑菌繁殖の要因になる。感染症を防ぐためにも、除菌に心がけ、入念な清掃を習慣化するようにする。

##### ②用具等の点検

- 投げ込みなどで使用されるマットに破損がある場合は、足の指が挟まり思わぬケガにつながりかねないので、見つけた場合は表面のカバーを変えたり、破損部位を修復したりするなどして対応する。
- トレーニング器具などが破損して修復が不可能な場合は、速やかに撤去して、ケガをする可能性を低くすることに努める。
- 練習している畳のすぐ横にトレーニング器具が置かれたり、脱いだ衣服や柔道衣が放置されたりしている光景も見受けられる。整理整頓を心がけることは安全管理の第一歩である。
- 適正な大きさの柔道衣や長さの帯を用いる。
- 金属など硬いものは身に付けないようにする。金具のついたトレーニングウエアを柔道衣の下に着ることも危険である。

#### 4 公認柔道指導者ライセンス制度

全日本柔道連盟は、柔道指導者の指導力向上および、安全・安心な柔道指導法を確立するために2013年度から公認柔道指導者資格制度を開始した。2013年度は「C指導員」の講習が開始され、2015年度からは「A指導員」と「B指導員」の講習会を毎年行っている。「C指導員」は柔道指導者として必要な基礎知識や技能だけでなく、スポーツ指導者としての心構えや発育発達に応じた指導、リスクマネジメントや救急処置法等もあわせて身に付ける必要がある。「B指導員」は「C指導員」の基礎的な学びを発展させ、より専門的な知識・技能を持つ指導者とし、「A指導員」においては指導者（B、C指導員）を養成するための高度な知識と経験を有する者と定めている。

以下に指導者の位置づけおよび資格を示す。



「公認柔道指導者資格制度規程」より（抜粋）

（指導者の位置付けおよび資格）

第3条 柔道の指導を行う者は、本連盟が公認する指導者資格を有する者でなければならない。

2. 前項に定める各指導者の位置付けおよびその資格は次のとおりとする。

(1) A 指導員

指導者を養成するために必要とされる程度の高度な指導力を有する者。

指導者向け講習会の講師を務める資格および本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、A指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（コーチ3）を取得することが望ましい。

(2) B 指導員

選手の指導に必要とされる専門的な指導力を有する者。

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、B指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（コーチ1）を取得することが望ましい。

(3) C 指導員

選手の指導に必要とされる基礎的な指導力を有する者。

#### 公認柔道指導者資格基準

	A 指導員	B 指導員	C 指導員
登録 <sup>**</sup>	本連盟登録会員		
年齢 <sup>**</sup>	満 22 歳以上	満 20 歳以上	満 18 歳以上
段位 <sup>**</sup>	四段以上	三段以上	二段以上または 教員免許状所持者
指導経験等 <sup>**</sup>	B 指導員資格を取得後 2 年以上継続的に指導に関わっていること	C 指導員資格取得後 2 年以上継続的に指導に関わっていること	—
推薦	都道府県の資格審査委員会からの推薦を受けること	—	—
資格審査試験等	本連盟が実施する講習会を受講し、資格審査試験に合格すること	各都道府県を統括する加盟団体が実施する講習会を全て受講し、資格審査試験に合格すること	各都道府県を統括する加盟団体が実施する講習会を全て受講し、資格審査試験に合格すること、または C 指導員養成校 <sup>**</sup> の所定の単位を全て修得し本連盟が実施する資格審査試験に合格すること

※ 受講時点で基準を満たしていること。

※※授業科目のシラバスに C 指導員養成講習会の講習科目の内容が明示されており、所属する学生が対応する授業科目の単位を全て修得すると C 指導員養成講習会の講習科目の受講が免除されることが本連盟から認定された大学等（学校教育法で規定された大学および専修学校、並びに国の行政機関などの付属機関として設けられた大学校）をいう。

本連盟またはその加盟・構成団体が主催する各都道府県大会において、その出場するチームまたは選手の監督を務める資格を有する。また、C指導員取得者は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（コーチングアシスタント）を取得することが望ましい。

なお、公認柔道指導者資格を取得するための認定要件と更新方法を以下に示す。



（指導者資格の有効期間）

第6条 A指導員資格、B指導員資格およびC指導員資格の有効期間は、当該指導者が資格の認定を受けた日から、その1年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、有効期間満了前に本連盟が指定する更新に係る講習を受講し、別途定められた条件を満たすことにより、さらに1年間更新されるものとし、以後これにならう。

### 公認柔道指導者資格 有効期間および更新方法

	A 指導員	B 指導員	C 指導員
有効期間	1年間		
資格審査試験受験料	8,000円	6,000円	4,000円
更新講習手数料	講習料は主催する連盟／協会が決定		
指導者資格の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての講義を受講し、資格審査試験（検定試験とレポート課題）に合格した場合に、所管する資格審査委員会の審査を経て、資格が認定される。</li> <li>・検定試験は6割以上の評価で合格となる。評価が6割に満たない場合、再試験は実施されず、指導者資格の認定を受けようとする場合は、改めて養成講習会を受講し資格審査試験に合格しなければならない。</li> <li>・レポート課題は6割以上の評価で合格となる。評価が6割に満たない場合、再提出が認められる。再提出後の評価が6割以上となれば当該レポート課題は合格となる。ただしレポート課題の再提出は課題1つに対し1回のみ認められる。</li> </ul>		
資格の更新条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導者資格の有効期間満了前に以下4つの講習を全て受講することで資格の有効期間が更新される。ただし有効期間内に更新条件を満たさなかった場合、資格は有効でなくなる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①コンプライアンス講習</li> <li>②審判規定講習</li> <li>③安全指導講習</li> <li>④本連盟トピックス（A、B、C指導員）</li> </ul> </li> <li>B、C指導員の更新に関しては、都道府県連盟（協会）においてトピックスを作成することもできる。</li> <li>・更新講習は面接講義、あるいはメディア講義で行われる。</li> <li>・面接講義の受講履歴は更新講習主催者により、またメディア講義の受講履歴は自動的に、本連盟登録システムに記録される。</li> </ul>		